

任意後見制度等を活用した法人保証制度について

サニーコート広島では、ご入居に際し、身元引受人を兼ねた保証人を立てて頂く必要がありますが、親族がいない、あるいは親族はいるが疎遠で保証人になってもらうのは頼み難いといった入居希望者には、法人による保証をお勧めしています。

法人を保証人とするためには、次の諸手続きが必要となります。

ご入居	お元気な状態	判断能力が低下した状態	ご逝去
<p data-bbox="230 595 528 632"><u>入居前の諸手続き</u></p> <p data-bbox="170 671 589 943">① 継続的見守り契約 ② 任意後見契約(詳細は裏面) ③ 死後事務委任契約 などについて、法人と契約した上で、ご入居して頂きます。</p> <p data-bbox="170 1010 589 1233">このほか、 ・尊厳死宣言書の作成 ・連帯保証のみを行う などのメニューをそろえた法人もあります。</p>	<p data-bbox="714 595 981 632">①継続的見守り</p> <p data-bbox="631 671 1066 991">○お元気なうちから、定期的な面談を行い、本人が希望する人生設計について確認します。 ○確認した内容に沿った財産管理ができるよう将来に備えていきます。</p>	<p data-bbox="1245 595 1435 632">②任意後見</p> <p data-bbox="1111 671 1570 799">○判断能力が低下した後の財産管理業務等の後見事務を行います。</p> <p data-bbox="1111 815 1464 847">(任意後見契約の主な項目例)</p> <ul data-bbox="1111 863 1570 1190" style="list-style-type: none">・財産の管理、保存、処分等に関する事項・定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項・介護サービス利用契約などの福祉サービスに関する事項・入退院手続き、手術の意思確認等医療に関する事項	<p data-bbox="1749 595 1939 632">③死後事務</p> <p data-bbox="1615 671 2074 751">○ご逝去後の財産整理等の事務を行います。</p> <p data-bbox="1615 815 2024 847">(死後事務委任契約の主な項目例)</p> <ul data-bbox="1615 863 2074 1326" style="list-style-type: none">・通夜、告別式、納骨、葬儀等に関する事務・永代供養に関する事務・老人ホーム入居返還金の受領に関する事務・別途契約した任意後見契約の未処理事務・行政官庁等への各種届出事務・遺品及び居室の整理に関する事務 <p data-bbox="1615 1294 1671 1326">など</p>

法定後見制度と任意後見制度の仕組み

法定後見制度

- 認知症などにより判断状態が不十分な状態になってから家庭裁判所が後見人を選定します。
- 家庭裁判所への申し立ては、本人・配偶者・四親等内の親族が行いますが、身寄りの方がない場合には、市区町村が行います。

後 見

保 佐

補 助

○メリット

- ・ 後見が必要になってからの利用なので、費用のかかる期間が短くて済む。

×デメリット

- ・ 後見を必要とする次期の見極めが困難。
- ・ 親族がない場合、見ず知らずの他人が後見人となる。
- ・ 自分の意思とは異なる判断がなされる場合がある。

任意後見制度

- お元気なうちに、後見人となる方(後見人予定者)と任意後見契約を結んでおきます。
- 自分の将来を後見人予定者とじっくり話し合い、人生設計や遺産処分などを自らの意思で決めていきます。
- 判断能力が低下した後、後見人予定者が家庭裁判所に申し立てを行い、後見人を監督する監督人が選定され、後見業務が開始されます。

○メリット

- ・ 信頼できる方と自らの意思で、将来の後見契約を結ぶことが可能。
- ・ 将来の人生設計を自らの意思で決めておくことが可能。

×デメリット

- ・ お元気なうちから、費用が発生することがある。